

○県有普通財産貸付事務処理要領

〔沿革〕平成6年6月13日 伺定、平成9年3月13日、6月17日
平成26年1月14日、平成30年3月27日、令和2年2月3日
令和4年3月31日改正

1 基本方針

普通財産については、未利用財産の有効活用の観点から、売払い（交換を含む）処分、又は貸付けを行うものとし、貸付けを行う場合の事務処理は、この要領によるものとする。

2 貸付条件

普通財産は、貸付用途・目的が公序良俗等に反するおそれがない場合に、貸付けることができる。

普通財産の貸付契約の期間及び貸付料については、この要領に定めるところによる。ただし、この要領の規定によりがたい特段の事情があると知事が認める場合は、この限りでない。

3 貸付契約の期間

貸付契約の期間は、次に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれに掲げるとおりとする。

(1) 有償貸付け

イ 貸付期間は、3年以内とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(イ) 国等、予算制度のうえから各年度ごとに貸付けを行う必要がある相手方に対しては、1年以内とする。

(ロ) 電柱類及びガス管、水道管等の埋設物を設置するため貸付けを行うときは、5年以内とする。

ロ 貸付けの始期は、年度初日とする。ただし、新規に貸付けを行う場合は、この限りでない。

ハ 貸付けの終期は、年度末日とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(イ) イただし書に掲げる貸付けの場合

(ロ) 貸付契約の更新を予定しない場合

(2) 無償貸付け

イ 貸付期間は、5年以内とする。

ロ 貸付けの始期は、年度初日とする。ただし、新規に貸付けを行う場合は、この限りでない。

ハ 貸付けの終期は、年度末日とする。ただし、貸付契約の更新を予定しない場合は、この限りでない。

4 貸付料

(1) 貸付料の算定

各年度の貸付料の年額は、次に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれに掲げる額とする。

イ 土地貸付け（次のロに掲げる場合を除く）

(イ) 消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第8条に規定する土地の貸付けの場合

次の式により算出した額

「貸付料算定標準額」 * 4 / 100 * (1 + 消費税率)
(小数点以下 (小数点以下

- の端数切り捨て) の端数切り捨て)
- (ロ) (イ) 以外の土地の貸付けの場合
 次の式により算出した額
 「貸付料算定標準額」 * 4 / 100
 (小数点以下
 の端数切り捨て)
- ロ 電柱類又は地下埋設物を設置する場合の土地貸付け
 熊本県財産条例 (昭和39年条例第23号) 別表の規定を準用して算定した額
- ハ 建物貸付け
 次の式により算定した額
 「貸付料算定標準額」 * 10 / 100 * (1 + 消費税率)
 (小数点以下 (小数点以下
 の端数切り捨て) の端数切り捨て)
- ニ その他の財産の貸付け
 知事が別に定めるところにより算定した額

(2) 貸付料算定標準額

(1) の「貸付料算定標準額」とは、次に掲げる貸付けの区分に応じ、それぞれに掲げる額をいう。

イ (1) イの土地貸付けの場合

貸付対象となる土地の前年度における固定資産評価額。

ロ (1) ハの建物貸付けの場合

貸付対象となる建物の貸付年度における「復成原価方式評価法による建築技師の評価額」。ただし、貸付契約の締結若しくは更新時に次年度又は次々年度の貸付料を定める場合に限り、貸付初年度の「復成原価方式評価法による建築技師の評価額」をもってそれぞれ次年度及び次々年度の「貸付料算定標準額」に代えることができる。

(3) 準用

熊本県財産条例 (昭和39年条例第23号) 別表の備考1、備考2、備考3、備考4、備考5、備考6及び備考7の規定は、貸付料の算定の場合に準用する。

付 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年2月3日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。